

「ビジネスと人権」に関する行動計画（概要）

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、**国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。**
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。**企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。**
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (3) 社会全体の人権に関する**理解促進と意識向上**
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセス**（※）を導入することを期待。

（※ 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。）

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

人権教育を巡る新たな課題

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

- | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|
| <p>ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ディーセント・ワークの促進 ● ハラスメント対策の強化 ● 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等） | <p>イ. 子どもの権利の保護・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献 ● 児童買春に関する啓発 ● 子どもに対する暴力への取組 ● スポーツ原則・ビジネス原則の周知 ● インターネット利用環境整備 ● 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施 | <p>ウ. 新しい技術の発展に伴う人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応 ● AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進 | <p>エ. 消費者の権利・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エシカル消費の普及・啓発 ● 消費者志向経営の推進 ● 消費者教育の推進 | <p>オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザイン等の推進 ● 障害者雇用の促進 ● 女性活躍の推進 ● 性的指向・性自認への理解・受容の促進 ● 雇用分野における平等な取扱い ● 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い | <p>カ. 外国人材の受入れ・共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進 |
|--|---|--|---|---|---|

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

- ア. 公共調達**
- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール徹底
- イ. 開発協力・開発金融**
- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施
- ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大**
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
 - 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
 - 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
 - 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
 - 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話
- エ. 人権教育・啓発**
- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
 - 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
 - 中小企業向けの啓発セミナーの継続
 - 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
 - 教育機関等に対する、行動計画等の周知
 - 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

- ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進**
- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
 - 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
 - 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
 - 「価値協創ガイダンス」の普及
 - 女性活躍推進法の着実な実施
 - 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
 - 海外における国際機関の活動への支援
- イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援**
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
 - 中小企業を対象としたセミナーの実施
 - 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

- 司法的救済及び非司法的救済**
- 民事裁判手続のIT化
 - 警察官、検察官等に対する人権研修
 - 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
 - 人権相談の継続
 - 人権侵害の予防、被害の救済
 - 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
 - 裁判外紛争解決手続の利用促進
 - 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

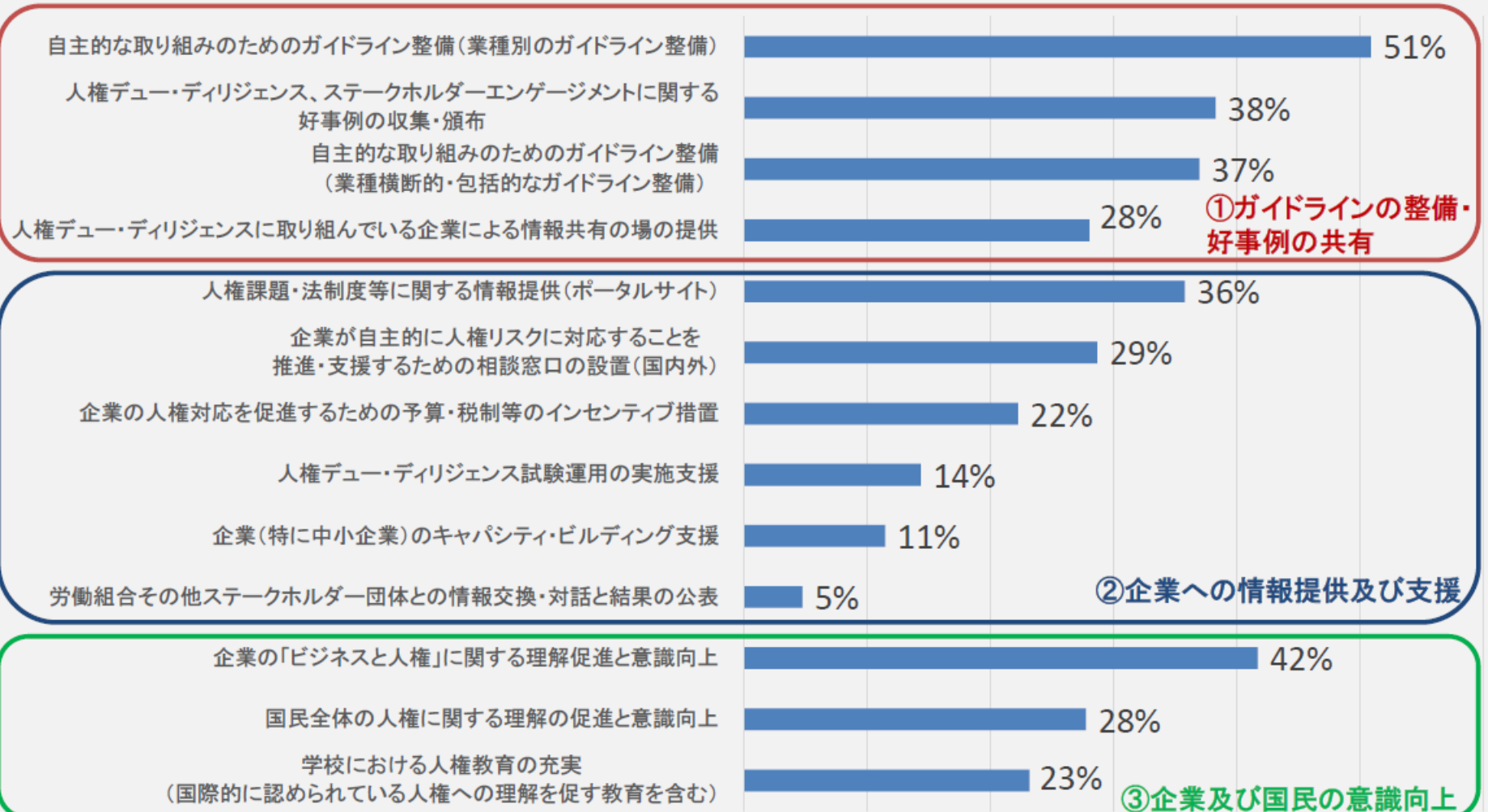
- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

「ビジネスと人権」指導原則に関する企業アンケート調査

政府・公的機関に対する要望①

- 政府・公的機関に対する要望は、①ガイドラインの整備・好事例の共有、②企業への情報提供及び支援、③企業及び国民の意識向上、④国際的な制度調和・他国の制度に関する支援、⑤国内の体制及び制度整備などに大別。

N=760 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果 (2021年11月 経済産業省・外務省)

調査概要・目的

- 日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する政府として初の調査(経済産業省と外務省が連名で実施)
- 日本政府は、2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定。行動計画では、その規模、業種等にかかわらず、日本企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入への期待を表明しており、本調査は、行動計画のフォローアップの一環として、企業の取組状況を把握することを目的として実施したもの。

調査期間

2021年9月3日～10月14日

調査対象

2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等

対象企業数及び回答企業数

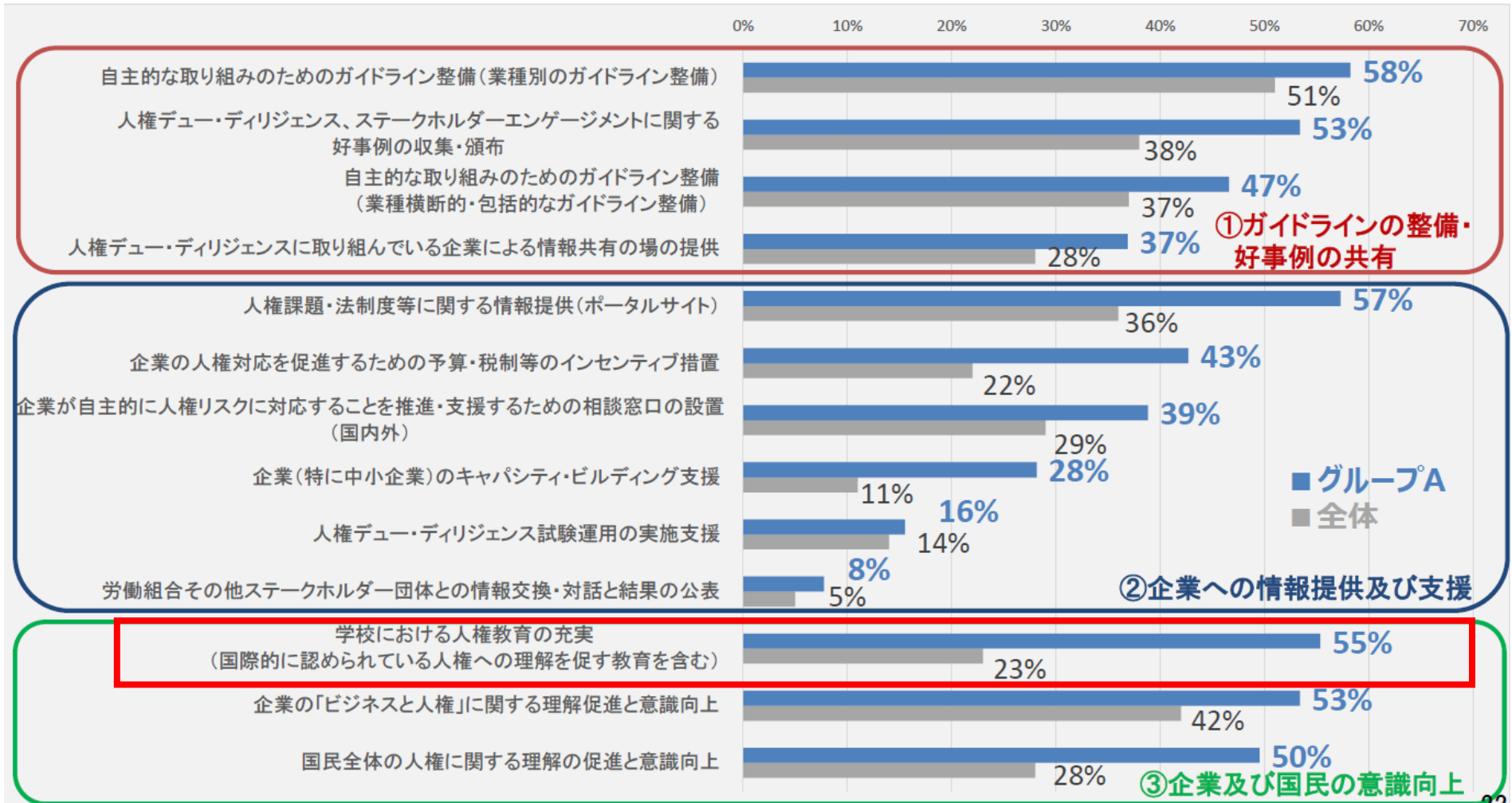
対象企業数2786社に対し、回答企業数760社

(注)人権デュー・ディリジェンス…企業活動における人権への負の影響を調査・評価し、それを防止、停止、軽減させること。

(出典：<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/731690ffd3e4e382.html>)

【グループA】政府・公的機関に対する要望①

- **グループA**が、全体平均と比べて特に多く要望しているものとして、④国際的な制度調和・他国の制度に関する支援や、③企業及び国民の意識向上が挙げられる。



グループA：人権方針策定、人権デュー・ディリジェンス実施等の基礎項目を全て実施している企業103社

グループB：人権方針未策定、かつ、人権デュー・ディリジェンスを実施していない企業160社

※人権方針策定、人権デュー・ディリジェンス実施状況、外部ステークホルダー関与、組織体制、情報公開状況、救済・通報体制、研修実施状況、サステナブル調達基準